

計画作成年度	令和6年度
計画主体	沼津市

沼津市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 沼津市農林農地課
所在地 静岡県沼津市御幸町16-1
電話番号 055-934-4751
FAX番号 055-933-1412
メールアドレス nourin@city.numazu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、カラス、ハクビシン、カワウ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	静岡県沼津市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和5年度)

鳥獣の種類	品 目	被害の現状	
		被害数値	
		金額 (千円)	面積 (a)
イノシシ	野菜	886	63
	イモ類	3,439	77
	果樹	2,419	172
	小 計	6,744	312
ニホンジカ	野菜	4,946	123
	イモ類	1,263	12
	果樹	1,270	110
	小 計	7,479	245
サル	野菜	1,096	93
	イモ類	474	19
	果樹	874	24
	小 計	2,444	136
カラス	果樹	434	30
	野菜	804	45
	豆類	167	11
	小 計	1,405	86
ハクビシン	果樹	718	27
	野菜	667	28
	小 計	1,385	55
カワウ	養殖魚	—	—
	小 計	—	—
合 計		19,457	834

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

① イノシシ

イノシシによる被害は年間を通して発生している。特に春から夏にかけての被害が深刻である。

被害地域は、浮島地区から戸田地区まで市内全域に広がる。作物への被害は、浮島地区ではイモ類、愛鷹地区では野菜全般、西浦・内浦地区では果樹といった具合に地域によって被害作物が異なる。

また、香貫山、横山・徳倉山付近では人家の庭先にまで出沒し、土を掘り起こしたり、石垣を崩したりと住民の生活を脅かす状況となっている。

② ニホンジカ

ニホンジカによる被害は年間を通して発生している。被害地域は、浮島地区から戸田地区まで市内全域に広がる。

浮島地区や愛鷹地区では、いも類、野菜全般が被害に遭い、西浦・内浦地区、戸田地区では、みかんの新芽の食害が深刻である。水田の畔を崩す被害も多発しており、被害内容は多岐にわたる。

また、秋から冬にかけて道路への飛び出しによる衝突事故が多発している。事故の大半は、国道1号一本松交差点付近、及び国道246号線池上交差点付近で発生している。

③ サル

愛鷹山麓、戸田地域に年間を通して出沒している。愛鷹山麓の個体については、当市と隣接している富士市と長泉町を行き来している。

春から夏にかけて畑の作物を荒らす被害が多発している。被害作物は主に野菜と果樹である。群れで行動するため、1日で畑が壊滅的状態になってしまう。

民家や学校の近くにまで出沒することも多く、住民の生活を脅かす状況となっている。

④ カラス

果樹や野菜などの農作物の食害のほか、ごみ捨て場のごみ荒らしや、鳴き声による公害や糞害等の被害が年間を通して発生し、市民生活に悪影響を及ぼしている。

また、公園やアパートの屋上に巣を作り、雛を育てる時期は威嚇だけでなく攻撃してくるため、人的被害が懸念される。

⑤ ハクビシン

年間を通して市街地付近での被害が報告されている。人家の屋根裏や縁の下への侵入・糞害など、市民生活への被害をもたらしている。

農作物被害については、秋から冬にかけての果樹の被害が深刻である。

⑥ カワウ

カワウによる被害は年間を通して発生している。主に内浦地区の生簀において、養殖アジ、タイなどに被害が及んでいる。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和5年度）		目標値（令和9年度）	
	被害金額（千円）	被害面積（a）	被害金額（千円）	被害面積（a）
イノシシ	6,744	312	6,407	297
ニホンジカ	7,479	245	7,106	233
サル	2,444	136	2,322	130
カラス	1,405	86	1,335	82
ハクビシン	1,385	55	1,316	53
カワウ	—	—	—	—
合 計	19,457	834	18,486	795

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>捕獲体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沼津市有害鳥獣捕獲隊による捕獲。 ・沼津市鳥獣被害対策実施隊による捕獲。 ・市で購入した小型箱わなによる住宅地での捕獲。 ・ICT センサーを活用した捕獲。 ・新規狩猟免許取得者に対し、受験料及び予備講習費の全額補助。 <p>捕獲機材の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型・小型箱わなを市費で購入。 ・止め刺し用の槍やアタックドローン等を鳥獣被害防止総合対策事業（推進事業）で購入。 <p>捕獲鳥獣の処理方法等</p> <p>捕獲した個体は、捕獲後速や</p>	<p>捕獲体制の整備</p> <p>高齢化による捕獲者の減少に伴い、猟友会員への負担が増大していることから、担い手の育成が急務となっている。</p> <p>沼津市鳥獣被害対策実施隊と猟友会の役割分担を明確にし、効率的な捕獲体制を整備していく必要がある。被害現場から捕獲実施場所を的確に定め、効率的な捕獲を進めていくために、集落や農家から小さな被害でも報告してもらえる体制の整備が必要とされる。</p> <p>捕獲機材の導入</p> <p>捕獲機材の導入を着実に進めているが、利用者の技術が追いついていない。今後、機材を使用していく中で知識と技術を習得していく。</p> <p>捕獲鳥獣の処理方法等</p> <p>埋設処理には限界があるこ</p>

	かに埋設処分を行うこととしている。	とから、他の処理方法について検討していく必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	<p>防護柵の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費の 1/2 以内、上限 50,000 円で防護柵等設置事業に対し補助金を支払うことで、農家が防除に取り組みやすい環境を整備した。また、被害現場に可能な限り足を運び、電気柵等の有効性や設置方法を説明し、導入を検討してもらった。 	<p>防護柵の導入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい防護柵等の設置方法や管理方法を指導することで、農家ひとりひとりの防除に対する意識を高めていく必要がある。
生息環境管理その他の取組	<p>被害防止技術等に関する知識や技術の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣の習性や銃の取り扱いを再確認する目的で射撃研修会を実施した。 	<p>被害防止技術等に関する知識や技術の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい知識をつけてもらうため、多くの猟友会員に研修会に参加してもらう必要がある。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

沼津市における令和5年度の被害実績は被害金額 19,457 千円、被害面積 312a となっている。被害防止計画を更新するにあたり、令和9年度の被害軽減目標は被害金額 18,486 千円、被害面積 795a とした。

目標を達成するために、沼津市鳥獣被害対策実施隊、沼津市有害鳥獣捕獲隊による被害防止目的捕獲（捕獲対策）や農家自身が自分の畑を守るための防護柵等設置の推進（被害予防対策）、農地の放任作物の除去や、荒廃農地の解消に関する啓発活動等（生息環境対策）を並行して実施していくとともに、沼津市鳥獣被害対策実施隊による市内住宅地等のパトロール、市民からの被害報告への初期対応、慎重な作業を要する市街地付近での捕獲活動等に継続して取り組む。また、捕獲活動においては ICT 活用して、効率的に捕獲を行う。

また、市、農協、農家、猟友会等で鳥獣に関する情報の共有を図り、農作物の被害状況や正しい防除方法、効率的な捕獲方法について検討することで鳥獣から農作物を守る環境の整備を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

駿東猟友会沼津支部より選出された沼津市有害鳥獣捕獲隊が主体的に被害防止目的の有害鳥獣の捕獲を実施する。

市職員と駿東猟友会員から構成された沼津市鳥獣被害対策実施隊は、市内のパトロール、市民からの被害報告への初期対応、慎重な作業を要する市街地での捕獲作業、捕獲や防除についての助言を行う。また、集落や農家からの被害報告をもとに状況に応じて圃場付近での捕獲も実施する。

ライフル銃の使用については、安全性を考慮に配慮し、使用に適した場所でのみ使用する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 7年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン カワウ	<ul style="list-style-type: none">・新規の狩猟免許取得に対し、補助金を交付し、狩猟免許取得者の増加に努める。・近隣市町との共同による被害防止目的捕獲を実施する。・猟友会や東部農林事務所などの関係機関との連携を図る。・ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。・中型動物用の箱わなの拡充による捕獲頭数の向上を図る。・ICTを活用して効率的に捕獲を実施する。
令和 8年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン カワウ	<ul style="list-style-type: none">・新規の狩猟免許取得に対し、補助金を交付し、狩猟免許取得者の増加に努める。・近隣市町との共同による被害防止目的捕獲を実施する。・猟友会や東部農林事務所などの関係機関との連携を図る。・ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。・中型動物用の箱わなの拡充による捕獲頭数の向上を図る。・ICTを活用して効率的に捕獲を実施する。
令和 9年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン カワウ	<ul style="list-style-type: none">・新規の狩猟免許取得に対し、補助金を交付し、狩猟免許取得者の増加に努める。・近隣市町との共同による被害防止目的捕獲を実施する。・猟友会や東部農林事務所などの関係機関との連携を図る。・ニホンジカの捕獲については、県で実施している管理捕獲と連携を図りつつ対策を進める。・中型動物用の箱わなの拡充による捕獲頭数の向上を図る。・ICTを活用して効率的に捕獲を実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ 農作物被害は、浮島地区から戸田地区まで市内全域で発生している。また、近年は人家の庭先にまで出没し、土を掘り起こしたり、石垣を崩したりと住民の生活を脅かす状態となっている。依然として被害量は高い数値であることから捕獲圧を高めていく。 沼津市鳥獣被害対策実施隊においては、継続して住宅地付近の捕獲にも注力していく。 捕獲頭数については、過去3年間の捕獲実績（令和3年度から令和5年度）の平均捕獲頭数は約256頭であった、今後も捕獲強化が必要であるため、310頭を目標とする。</p>
<p>○ニホンジカ 農作物被害は、愛鷹山麓一帯と戸田地区での被害が甚大である。また、近年は国道1号付近で車に衝突する事故が多発している。依然として被害量は高い数値であることから捕獲圧を高めていく。 捕獲頭数については、過去3年間の捕獲実績（令和3年度から令和5年度）の平均捕獲頭数は約137頭であった、今後も捕獲強化が必要であるため、160頭を目標とする。</p>
<p>○サル 浮島地区に出没していた群れが複数に分かれてしまい、被害区域が拡大している。民家や学校の近くにまで出没するようになり、住民の生活を脅かす状態となっている。 近年は、被害削減量と捕獲頭数のいずれも低調に推移していることから捕獲圧を高める。 捕獲頭数については、過去3年間の捕獲実績（令和3年度から令和5年度）の平均捕獲頭数は約16頭であった、今後も捕獲強化が必要であるため、20頭を目標とする。</p>
<p>○カラス 年間を通じて被害報告を受けるため定期的に捕獲していく。 捕獲頭数については、過去3年間の捕獲実績（令和3年度から令和5年度）の平均捕獲頭数は約165羽であった、今後も捕獲強化が必要であるため、200羽を目標とする。</p>
<p>○ハクビシン 捕獲頭数については、過去3年間の捕獲実績（令和3年度から令和5年度）の平均捕獲頭数は約1頭であったが、依然として被害報告や出没情報も多くあることから前計画と同様の20頭を目標とする。</p>
<p>○カワウ カワウについては、被害実態の把握が困難だが、養殖アジ、タイにおける被害報告があり、被害防止対策を進めていく。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	310 頭	310 頭	310 頭
ニホンジカ	160 頭	160 頭	160 頭
サル	20 頭	20 頭	20 頭
カラス	200 頭	200 頭	200 頭
ハクビシン	20 頭	20 頭	20 頭
カワウ	—	—	—

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>銃器・わなを用いて4月1日から翌年の3月31日までイノシシ、ニホンジカ、サル、カラス、ハクビシンを対象として被害防止目的捕獲を行う。銃器と比較して、わなによる捕獲の方が効率的なことから、わなによる捕獲を主として実施する。</p> <p>なお、捕獲場所については、沼津市鳥獣被害対策実施隊は市街地付近、沼津市有害鳥獣捕獲隊は被害に遭った畑付近と生息密度の高い山林内とする。</p> <p>サルについては、沼津市有害鳥獣捕獲隊と相談しながら捕獲場所を選定する。くくり罠、箱わなを使用した被害防止目的捕獲を主とする捕獲を実施する。</p> <p>沼津市鳥獣被害対策実施隊については、ICT 活用した効率的な捕獲も実施を推進する。</p>

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>射程が長く、弾速が早いライフル銃を用いることで、捕獲の効率化を図ることが出来る。ライフル銃の使用に関しては、安全性に配慮し、その使用に適した場所でのみ使用するものとする。</p>

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
沼津市全域	対象鳥獣については権限委譲済み

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン	事業費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を支払う。(60件を目標とする) 電気柵が主流となっているが、管理が困難な場所についてはワイヤーメッシュ柵を推奨していく。	業費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を支払う。(60件を目標とする) 電気柵が主流となっているが、管理が困難な場所についてはワイヤーメッシュ柵を推奨していく。	業費の1/2以内、上限50,000円で防護柵等設置事業に対し補助金を支払う。(60件を目標とする) 電気柵が主流となっているが、管理が困難な場所についてはワイヤーメッシュ柵を推奨していく。

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン	防止柵の設置方法の指導、定期的な点検や周囲の草刈りを実施するよう指導する。	防止柵の設置方法の指導、定期的な点検や周囲の草刈りを実施するよう指導する。	防止柵の設置方法の指導、定期的な点検や周囲の草刈りを実施するよう指導する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン カワウ	鳥獣被害対策実施隊と連携し、ほ場や集落が鳥獣の隠れ場所や餌場とならないよう、周辺の雑草の定期的な刈り込み、残渣や未収穫農作物の管理の徹底、放任果樹の除去といった指導、助言等を行い、鳥獣が住み着かない環境を整備する。 狩猟免許を所持、所持を希望する農業者への緊急捕獲活支援事業等の事業説明を徹底し、地域での防除に対する意識を高めてもらう。 国道付近等における野生鳥獣との事故においては、発生場所を道路管理者と共有し、付近の農林産物被害の防除や、事故の発生防止に努める。
令和8年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン カワウ	鳥獣被害対策実施隊と連携し、ほ場や集落が鳥獣の隠れ場所や餌場とならないよう、周辺の雑草の定期的な刈り込み、残渣や未収穫農作物の管理の徹底、放任果樹の除去といった指導、助言等を行い、鳥獣が住み着かない環境を整備する。 狩猟免許を所持、所持を希望する農業者への緊急捕獲活支援事業等の事業説明を徹底し、地域での防除に対する意識を高めてもらう。 国道付近等における野生鳥獣との事故においては、発生場所を道路管理者と共有し、付近の農林産物被害の防除や、事故の発生防止に努める。
令和9年度	イノシシ ニホンジカ サル カラス ハクビシン カワウ	鳥獣被害対策実施隊と連携し、ほ場や集落が鳥獣の隠れ場所や餌場とならないよう、周辺の雑草の定期的な刈り込み、残渣や未収穫農作物の管理の徹底、放任果樹の除去といった指導、助言等を行い、鳥獣が住み着かない環境を整備する。 狩猟免許を所持、所持を希望する農業者への緊急捕獲活支援事業等の事業説明を徹底し、地域での防除に対する意識を高めてもらう。 国道付近等における野生鳥獣との事故においては、発生場所を道路管理者と共有し、付近の農林産物被害の防除や、事故の発生防止に努める。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

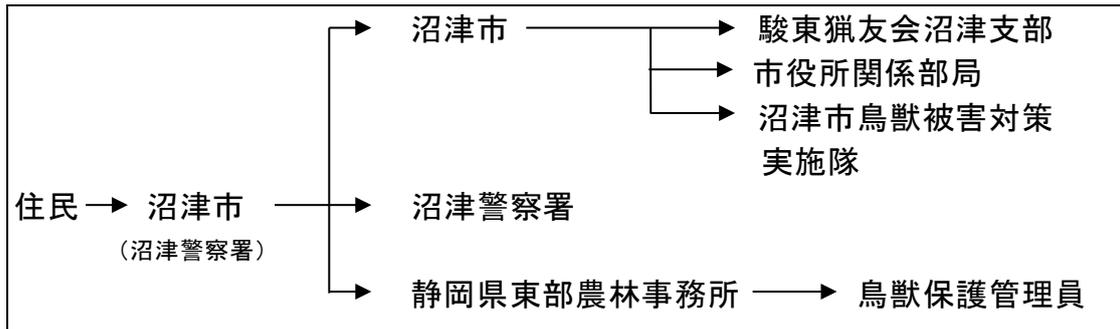
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
沼津市農林農地課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民からの通報に基づく現場状況確認 ・ 関係機関（沼津警察署、静岡県、鳥獣保護管理員、市関係部局等）との連絡調整、対応方法の協議 ・ 地元自治会への注意喚起と情報提供
沼津警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民からの通報に基づく現場状況確認 ・ 静岡県や沼津市から出動要請があった場合の現場への警察官の派遣
静岡県東部農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民からの通報に基づき、関係機関（沼津警察署、沼津市、鳥獣保護管理員等）との連絡調整、対応方法の協議
駿東猟友会沼津支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沼津市からの出動要請に基づき、現場状況の把握 ・ （必要に応じて）捕獲・追い払いの実施に協力
沼津市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民からの通報に基づく現場状況確認 ・ （必要に応じて）捕獲・追い払いの実施に協力

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うことを原則とするが、学術研究又は関係法令を遵守し「野生動物肉の衛生及び品質確保に関するガイドライン」等を参考とした上で利活用する場合はこの限りでない。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	特になし。
ペットフード	特になし。
皮革	特になし。
その他 (油脂、骨製品、 角製品、動物園 でのと体給餌、 学術研究等)	特になし。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施

特になし。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

特になし。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	沼津市有害鳥獣被害防止対策協議会協議会
構成機関の名称	役割
沼津市農林農地課	協議会の運営・提言
静岡県東部農林事務所	鳥獣被害防止・捕獲に関する助言・指導・情報提供
富士伊豆農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
愛鷹山森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
戸田森林組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
駿東猟友会沼津支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施
沼津市農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力
鳥獣保護管理員（沼津市担当）	鳥獣被害調査・捕獲に関する助言・傷病鳥獣の保護

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県農林技術研究所	アドバイザーとして、鳥獣被害防止技術の助言を行う。
内浦漁業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害対策への協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>平成29年4月1日に沼津市鳥獣被害対策実施隊を設置。猟友会員から選出された隊員と沼津市職員で構成する。</p> <p>活動内容は、市内のパトロール、市民からの被害報告への初期対応、慎重な作業を要する市街地での捕獲作業、捕獲や防除についての助言を行う。また、集落や農家からの被害報告をもとに状況に応じて圃場付近での捕獲も実施する。</p>

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状

況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

自治会や部農会など地域団体の協力を得て広域的な取り組みを実施する

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・各種被害防止施策については、国・県からの指導や助言を基に適切かつ効果的な措置を実施するよう努める。
・近隣市町村や関係機関をとの情報共有を図るとともに、必要に応じて相互に連携し、協力していく。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。